



12

インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくす必要があります。

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まる中、近時の誹謗中傷の実態への対処として、令和4年7月、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していく必要があります。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、こどもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生していることを踏まえ、毎年、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする2月から5月の卒業・進学・進級の時期に合わせ、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用を呼び掛ける啓発活動が集中的に行われています。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年12月に施行され、同法に基づく取締りが進められています。

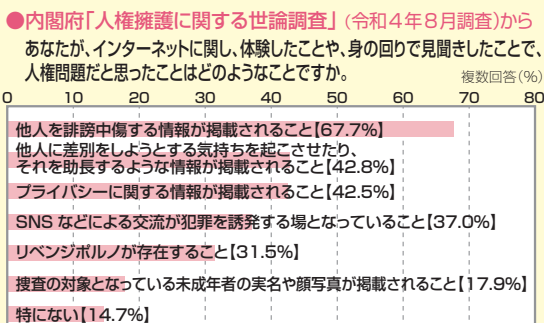
さらに、令和6年5月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が成立・公布され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。

法務省の人権擁護機関では、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全



な利用について学ぶための人権教室を全国各地で実施しているほか、中学生・高校生やその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。

インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求やその情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応に努めています。



啓発動画「インターネットは
ヒトを傷つけるモノじゃない。」



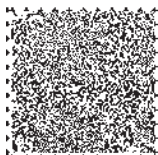
啓発冊子
「あなたは、大丈夫? 考えよう!
インターネットと人権」



SNS 利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」

■インターネットに関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
インターネットに関する人権侵害	1,985	1,693	1,736	1,721	1,824





1. 主な人権課題

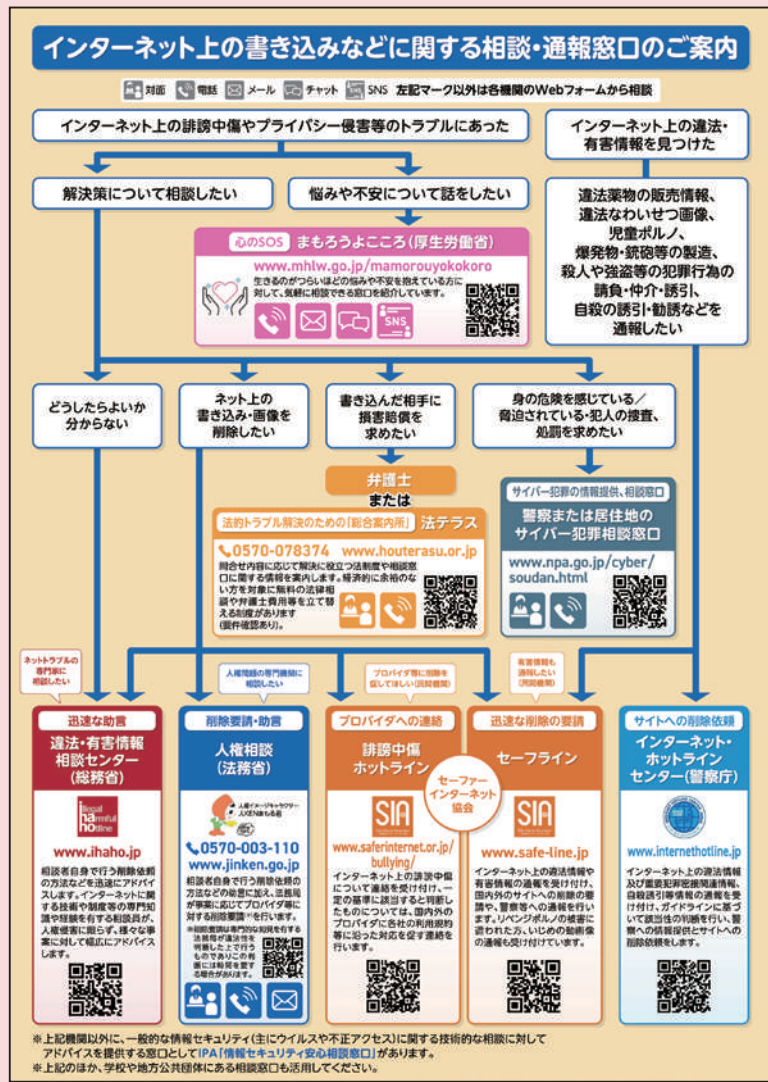
2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料



上記の資料は、法務省ホームページでも公開しています。

